

平成20年度 行政監査結果(指摘)に基づく措置状況等の報告

1 監査の種類	行政監査
2 行政監査のテーマ	公の施設に係る指定管理者制度について
3 監査対象	社会福祉法人 四日市市社会福祉協議会 (施設名:四日市市障害者自立支援施設 たんぼぼ) (所管:福祉部障害福祉課)
4 監査実施期間	平成21年2月3日
5 監査結果報告	平成21年3月31日

監査の結果(指摘事項)

措置(具体的内容)・対応状況

【(社)四日市市社会福祉協議会】

<p>(1)備品管理について 基本協定書第46条では、指定管理者が指定管理料から購入した備品等については四日市市又は四日市市の指定する者に対して引き継ぐこととされているが、指定管理料から購入した備品(ノートパソコン、車椅子用体重計)について、四日市市の備品台帳への登載など引継手続きがなされていなかったため、適正な備品管理を行うよう改めること。【是正改善事項】</p>	<p>【措置済】 平成21年1月20日 事前調査時の指摘に基づき、指定管理料から購入したノートパソコン、車椅子用体重計について、市の備品台帳に登載すべく、内容、取得日、購入金額等を報告、所定の引継手続きを行いました。</p>
<p>(2)危機管理体制の報告について 危機管理体制について、管理業務仕様書では、緊急事態の発生に備えて具体的な対応マニュアルの整備を行い、緊急時の連絡先等をあらかじめ四日市市に報告することになっているが、緊急時の連絡先等の報告がなされていなかったため注意すること。【注意事項】</p>	<p>(注意事項により回答不要)</p>

【福祉部 障害福祉課】

<p>(1)文書管理について 管理業務仕様書のなかの職員配置について、平成19年4月1日付けにて締結した覚書では、医師、看護職員、理学療法士又は作業療法士、生活支援員及びサービス管理責任者のほか、調理員、介護員、運転手、添乗員を配置することになっているが、平成19年度たんぼぼ管理業務仕様書のなかで職員配置の内容が改正されていないので、覚書に定める職員配置の内容に整合するよう改めること。【是正改善事項】</p>	<p>【措置済】 平成21年9月30日 平成21年度からは業務仕様書のなかの職員配置と覚書に定める職員配置との内容の整合を図った。</p>
--	---

平成20年度 行政監査結果(所見)に基づく措置状況等の報告

1 監査の種類	行政監査
2 行政監査のテーマ	公の施設に係る指定管理者制度について
3 監査対象	社会福祉法人 四日市市社会福祉協議会 (施設名:四日市市障害者自立支援施設 たんぼぼ) (所管:福祉部障害福祉課)
4 監査実施期間	平成21年2月3日
5 監査結果報告	平成21年3月31日

監査の結果(所見)

措置(具体的内容)・対応状況

【(社)四日市市社会福祉協議会】

<p>共通(1)事業収支計画について 事業収支について、実施計画の額と実績額に差額のある項目が見受けられ、収支はマイナスとなっている。さらに安定かつ効率的な事業展開のチャート(海図)となるよう、指定管理者は十分に検討した経費計画、活動計画を織り込んだ適正な事業計画を作成するよう努めるとともに、市はそれを十分精査できるように一層の努力を要望する。【努力要望事項】</p>	<p>【継続努力】 平成21年9月30日 施設運営は、人件費が8割強を占め、職員異動の影響を受けやすいので、事業の収支バランスがとれた施設運営ができるよう、より適正な事業計画の作成に努める。</p>
<p>(1)職員の専門性向上について 指定管理者制度の目的の一つである市民サービスの向上を図るためには、たんぼぼの管理、運営に携わる職員の資質向上が必要不可欠である。平成21年度から、引き続き5年間、指定管理者を受託するにあたっては、当該施設の目的である重度障害者の地域生活を支援する生活介護事業所として、充実した対応がなされるとともに、指導・訓練内容など、更に充実した施設運営がなされるよう、業務遂行に必要な研修の実施など職員の専門性を高め、技術の向上を図るなど、人材の育成に一層の努力を要望する。【努力要望事項】</p>	<p>【継続努力】 平成21年9月30日 よりよい施設サービスを提供するには、職員の資質の向上が何より求められる。そのため、たんぼぼでは、三重県社会福祉協議会や三重県知的障害者福祉協会などの関係機関等が主催する外部研修にも積極的に参加させるとともに、たんぼぼ自らも多様な内部研修を実施し、介護技術だけでなく個別援助技術、接遇、人権に関わる幅広い技術や知識の習得に努めている。また、社会福祉士や介護福祉士といった国家資格等の資格取得も推奨しながら職員自らの自己研鑽の意欲も高めていく。</p>

<p>(2)運営方針・行動基準の再徹底について 当該施設の運営方針として、「利用者が自立した日常生活や社会生活が営むことができる」としているが、トップが障害者の「自立」をどこまでの水準に求めているのか明解でない、職員全員の意思が一致しないし、職員の業務の内容やサービスレベルに混乱が生じてくる。改めて、当初の運営方針に対して具体的にどこまでの水準を設定するのか職員全員が問い直し、施設トップの運営方針や職員の行動基準の再徹底を検討すること。【検討事項】</p>	<p>【継続努力】 平成21年9月30日 たんぼぼは、最重度の重複障害者の通所施設である。たんぼぼでは、どんなに重度の障害があろうと、表情、瞬きや筋肉の動きなどで自己の意思を表すことができるものと考えており、そのサインを引き出したり、汲み取りながら、自らの意思で自らの生き方を決める(「自立」)ことができるよう機能訓練や社会適応訓練など幅広い支援を行っている。そのため、利用者・家族を交えた三者懇談を行い、個別支援計画を作成、さらにはモニタリングを重ねていくといったサイクルを続けることで利用者の能力や可能性をできる限り伸ばすよう努めている。障害者の自立に向けた支援のあり方は、その人その人で異なり、個別の支援計画の中で目標を定めていくものと考えているが、その基となる施設の運営方針などの周知については、さらに徹底に努めていく。</p>
<p>【福祉部 障害福祉課】</p>	
<p>共通(1)事業収支計画について 事業収支について、実施計画の額と実績額に差額のある項目が見受けられ、収支はマイナスとなっている。さらに安定かつ効率的な事業展開のチャート(海図)となるよう、指定管理者は十分に検討した経費計画、活動計画を織り込んだ適正な事業計画を作成するよう努めるとともに、市はそれを十分精査できるように一層の努力を要望する。【努力要望事項】</p>	<p>【措置済】 平成21年9月30日 市として四半期ごとに各事業別の執行状況を具体的に確認の上、必要な指導を行うシステムにした。</p>
<p>(1)管理運営業務の履行確認について 管理運営業務の確認にあたっては、毎月提出される業務報告書や毎月開催している連絡調整会議の場で履行確認を行うとともに、必要に応じて実地調査や指定管理者へのヒヤリングやモニタリング調査を実施しているが、履行確認の業務範囲が多岐にわたっており全般的に行うとポイントがばやけてしまうおそれがある。安全管理面や物品管理面など管理区分ごとに、また、年度ごとに取り組み項目、目標などを設定し、履行確認を行うのもひとつの方法である。再度効果的な履行確認の方法について検討すること。【検討事項】</p>	<p>【措置済】 平成21年9月30日 管理運営業務の履行確認にあたっては予算執行状況を半期ごとに報告してもらうこととする。</p>